

## 御船町農業委員会会議録

※当議事録は公開用として個人情報保護条例等の規定により、  
個人情報を削除したものを掲載しております。  
また、一部要約等を行い掲載しております。

令和6年3月11日

御 船 町 農 業 委 員 会

令和6年3月定例農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年3月11日(月) 13時28分～15時40分
2. 場 所 御船町役場 カルチャーセンター 2階 大会議室
3. 農業委員 (12名)

会長		1 番	富田 早苗			
会長職務代理者		2 番	荒木 義一			
番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠	
3 番	坂本 保男	出	9 番	徳永 廣敏	出	
4 番	野田 孝光	出	10 番	渡邊 義高	出	
5 番	藤岡 雅子	出	11 番	芥川 誠	出	
6 番	大西 敬一	欠	12 番	福島 則義	出	
7 番	森田 優二	欠	13 番	竹崎 幸雄	出	
8 番	池田 賢治	出	14 番	吉田 敏郎	出	

農地利用最適化推進委員 (9名)

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1 番	上田 幸人	出	6 番	松原 茂	出
2 番	山本 利一	出	7 番	中川 桂一	出
3 番	上田 秀一	出	8 番	永本 智裕	出
4 番	川地 良一	出	9 番	田中 榮一	出
5 番	大森 勝範	出	10 番	川部 裕志	欠

4. 議事日程

1	開会	
2	会長挨拶	
3	議事録署名委員の指名	
4	議案第8号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
5	議案第9号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
6	議案第10号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
7	議案第11号	農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項に基づく意見の決定と法律第19条の2による農用地利用集積計画について

8	議案第 12 号	農作業基準賃金の承認について
9	議案第 13 号	登記簿上農地の地目認定について
10	報告第 15 号	耕作証明書について
11	報告第 16 号	農地法第 18 条第 6 項の規定に基づく合意解約した旨の通知について
12	報告第 17 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づく届出書の受理について
13	報告第 18 号	非農地判断について

#### 5. 農業委員会事務局職員

課長補佐 松崎 邦寿 主 査 前川 俊司  
主 査 松永 ちえ

事務局	皆さん、こんにちは。本日は、井上事務局長が議会のため欠席となります。早速始めさせていただきます審議に入る前に総会の成立宣言をいたします。本日は、6 番大西委員、7 番森田委員から欠席の報告をいただいております。欠席者 2 名ということで、御船町農業委員会規則第 6 条により、過半数以上の出席をいただいておりますので、本総会が成立することを宣言いたします。また、農地利用最適化推進委員につきましては 9 名の出席をいただいております。それではただいまより、3 月の総会を開会します。議長につきましては、御船町農業委員会会議規則第 4 条により富田会長よろしくお願いたします。
議 長	はい、こんにちは。
全委員	こんにちは。
議 長	〈挨拶〉 本日の議事録署名委員は、お二方、5 番藤岡委員、8 番池田委員お願い致します。それでは、さっそく議案第 8 号を提案いたします。事務局の説明をお願いいたします。
事務局	はい、では、議案書の 1 ページをお願いします。 《議案第 8 号を説明》
議 長	はい、ありがとうございます。それでは、申請番号①番から、これは私の担当ですので、説明をします。
1 番	はい、まずは場所の説明からです。説明資料の 4 ページをお願いします。場所は、嘉島甲佐線の工場の方から村の方に入ったところにあります。次のページの写真をご覧いただくと、畦がありませんけ

	ども、これは耕地整理の時に、何筆か、合わせて畦を無くして、事業をしてありますので、今のところは、畔はありません。これも 3 筆かな、一纏めにして、面積は、一町ちょっと位の田んぼです。いまは、マルチを張って、ジャガイモを植えていますけど、これは親戚間の譲渡ということで、申請があがっております。必要事項が、第 1 号から第 7 号まで該当するところは、すべてクリアしております。何ら問題ないと思います。
議 長	ご質問、ご意見はございませんか。
全委員	(全員挙手)
議 長	はい、ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。続きまして申請番号②番、こちらは徳永委員の担当ですので、お願いいたします。
9 番	それでは、説明の方をはじめます。場所ですけど、8 ページの陣には、団地というのがあって、高速道路と県道の交差点の所になりまして、上の方が、2 番目の農地、下の方が、1 番目の農地で、端っこには、〇〇〇工場がありまして、その隣になります。譲渡人は、〇〇県の方ですけども、譲受人の方が譲り受けられて、3 条所有権移転をされました。譲受人に対してましては、いろんな事例がございましたが、今回の第 2 項第 1 号から第 7 号までは十分に満たしております。2 月の 26 日に、事務局と代理人と譲受人と現地を拝見いたしました。よって、適当だと判断いたしましたので、皆さんのご審議をよろしくお願いいたします。
議 長	はい、ありがとうございます。それでは、ご意見。ご質問ございませんか。
議 長	それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いします。
全委員	(挙手)
議 長	はい、ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。それでは、議案第 9 号を提案いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	議案書の 3 ページをお開き下さい。 《議案第 9 号を説明》
議 長	はい、ありがとうございます。それでは、申請番号①番、担当の野田委員、説明をお願いいたします。
4 番	はい、まず場所の説明をいたします。13 ページをご覧ください。以前、今年の 6 月だったかと思いますが、皆さんと見に行った〇〇〇〇の一画です。〇〇〇場の真正面になります。現地については、16 ページ、17 ページをご覧ください。17 ページの上の方にあります真ん

	<p>中の方に、道路みたいのが通っております。この資料があがってくる前に、本年の2月22日、今回の事業者から、地元住民に説明が、いろいろありまして、その中で、ほとんど区長さんだけの出席でした。その中で出席者の中から地域住民への説明が、ちょっと不十分ではないかということで、説明資料の11ページをご覧ください。一般基準の1から10までは、適当と思われませんが、地元説明が不十分ではないかと思しますので、皆さんの判断をよろしく願います。</p>
	<p>(農業委員会協議後)</p>
議 長	<p>今回は、保留します。それで地元で、事業者が地元説明会をして、地元からの納得なり、同意なりをもらえてから再度審議にかけます。それでは皆さん、どうですか。それでいいでしょうか。</p>
8 番	<p>はい、わかりました。</p>
議 長	<p>この案件は、そういうことで、次は、申請番号②番、担当は藤岡委員、説明をお願いいたします。</p>
5 番	<p>はい、資料の方は、19ページの資料が差替えになっているようです。差替えで、一番下の3の許可が相当と認められる場合の条件のところの変更になるようです。今日もちょっと頭が痛いですが、2月28日に池田委員、森田委員、永本委員、私と事務局と土地仲介をされている代理人が現地に来ていただいて、現地を確認しております。場所の方は、21ページちょっと微妙のところなので、〇〇〇の裏で、〇〇寺から〇〇さん家の前を通って行ったところの土地になります。土地の所有者のところにも、ご自宅がありますけども、こちらの土地になるのですが、こちらの農地区分は、第3種農地、畑1筆、面積が〇〇〇㎡になります。今回の目的は、所有者が今、お住いの家が古くなっているので、自分の土地に個人住宅の家を建てるために転用申請をされました。ただですね、現地確認に行きましたら、もう基礎が、その土地に立派なものが、基礎が出来ておりまして、あーどうしたもんかなと、写真が23ページをご覧ください。所有者も何も悪気があるわけではなく、自分の土地だから、家が古くなったから手前の空いているところに建てて、大工さんと、とんとんと話を進めていたら、これは、転用しないといけなかったことを気付かれて、代理人に相談されたところでした。そういうことでしたので、始末書がついております。2月28日の時点では、始末書もついていて、基礎も出来ていて、これを戻すのも出来ない状態でしたので、私たち委員も、総会が承認を受けるまでは、上の方の工事を止めておいてくださいと、私たちもお伝えして、帰ってきたところでした。</p>

	資料の1～10の排水とかに関しては、特に問題はありませんでしたので、許可相当かなとして帰っては来ました。
8 番	コンサルでも入れてから手続をすればよかったんだけど。
議 長	個人がするなら、登記をする段階に入って、コンサルが入ったら、いろいろ入ってからのだからね。
5 番	さあ、登記をしなくちゃいけないと思って慌てられたみたいだよ。申請をしなくちゃいけなかったことを知った。
8 番	そういう結末でした。
議 長	こりゃ、困ったな。事務局どういう風にしようかね。考えてくれ。
事務局	徹底します。いや相談された時に、きちんと。
議 長	やっぱ、この前も言ったように、広報みふねに、農業委員会に家を建てたり、いろいろする時は、農業委員会に確認してからしてくれと。
事務局	いま議長が言われたように、うちの方も、媒体を、広報紙を使って。
議 長	啓蒙しないと。
事務局	ホームページとかにも同じように常時見られるような形にして見られるようにしないと、農地に何か建てられる際には、農業委員会には申請が必要であると、徹底します。
議 長	何回も周知徹底をしないといかん。
事務局	はい。それを徹底します。
議 長	はい、それでは、許可相当と思われる方、相当では無いけれども、仕方なしと思われる方の挙手をお願いします。
全委員	(挙手)
議 長	はい、ありがとうございます。それでは、全員賛成で許可といたします。それでは、続きまして議案第9号を提案いたします。事務局の説明をお願いいたします。
事務局	議案書の6ページの方をお願いします。 《議案第10号を説明》
議 長	ありがとうございました。それでは、申請番号①番から担当は、野田委員、説明をお願いします。
4 番	はい、場所の方から説明いたします。場所については、29ページをお開き下さい。青い線が〇〇〇〇線で、〇〇や〇〇方面へ抜ける県道です。これでは、ちょっと切れていますが、下の方に上野吉無田と書いてあります。そのちょっと下が、高速道路がありますが〇〇〇〇ICです。そこから約1km、〇〇〇〇方面に登ったあたりにあるのが、〇〇〇〇郵便局というところです。この赤い目印の下にあるの

	<p>が、〇〇〇〇郵便局が道路沿いにあります。それが、今回申請された譲受人が郵便局長をされています。写真等がありますが、30ページをご覧ください。一見見たところ、写真にありますように、きれいに整地してありました。これは、元の持ち主が、ここは宅地ですよと、言うことで3年くらい前から借り受けておられて、その前に震災で、その先が、下の写真でありますように、脇道がありますが、その先に〇〇〇神社があります。その崖崩れがありまして、震災後に、ここに一時、駐車場兼材料置場として貸してくれないかということで、貸しておられて、工事が終了してから工事主がきれいに整地して返されたそうです。そして、3年前から宅地として譲受人は、そこを借りておられて、その一部に倉庫を建てて、この写真にありますように、この倉庫が置かれている分が農地であって、ここは2筆ありまして、農地であることが分かりまして、今回の5条申請となりました。始末書も書いてありますが、宅地と思って利用していたら、いざ登記をしようと思って、取得してみたら、1筆が畑として登記してありました。そりゃ、これじゃいけないということで、申請及び始末書が出ております。自分も宅地と思っていましたが、農地であったと言うことで、すいませんでしたとのことでした。差替えの26ページの一般基準の1~10については、該当するところは全て適当と思われまますので、皆さんの判断を宜しくお願いします。</p>
議 長	はい、ありがとうございます。皆さん、質問ご意見ございませんか。これは、前からこちらの土地は購入しているの。プレハブが建っていない方。
事務局	借受け。
5 番	借受けしています。全部借受けていて、今回購入しようとしたら、登記を確認したら農地があったと分かって、それから書類を提出されたと言うことで、
議 長	今までは貸借で、その後売買になったとのことで分かりました。それでは、ありませんか。
8 番	ありません。
議 長	それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いします。
全委員	(全員挙手)
議 長	ありがとうございます。それでは、全員賛成で許可といたします。それでは、申請番号②番、担当は坂本委員ですので、それでは説明をお願いします。
3 番	ちょっと説明が難しい案件で、今まで農業委員をしていて始めてで

	<p>したので、もし誤りがあつたら事務局の方から訂正をお願いします。場所的には、〇〇〇〇道の側道沿いにありまして、モーテルがあるちょっと先に〇〇〇〇と言って、地震の時に水を無料で輸送していたところですよ。その会社の実際は、駐車場なり資材置場として利用してはいるんですけど、その一部がですね、その名前がありますように、〇〇〇議員だった方の娘さんから自分の財産を調査していたら、これも自分の財産ではないかと、農業委員会から問い合わせがあつたようですが、お袋さんがおそらく、〇〇〇議員に相続されたのではないかと思つたら、お袋さんの名前が違うということで、今回の譲渡人の農地であるという証明が全くできないということで、こちらが思つていた方ではないということです。今月の 27 日に大森委員と事務局と代理人と現地確認をしました。その時点では、本人の土地ではないから無理でしょうとの説明だつたということ記憶しております。ちょっとこの案件があるとは思つてはいなかったんですが、その次に、窓口に行った時に、事務局から代理人から追加資料の提出があり、5 条の申請があがっておりますと言われ、実際私は、ここまでしか理解していなかったもので、その後の説明は、事務局の方からお願いしてよろしいですか。</p>
事務局	<p>2 月の立会の時に、坂本委員と大森委員がおられていて、分かっていたのは、あくまで、土地の管理人ということを経験者が認めた書類を見せたところ、これでは、県がダメということで、今回添付している売買することを許可するという申立書が無いと県がダメですよということで、代理人にお伝えしたんですよ。その時点では、土地の管理人としての書類しか無かつたので、現地立会の時点では、分からなかつたんですよ。その時点で、5 条転用は出来ませんよ、今月には審議できませんよ、それは、坂本委員がお伝えしたんですけど、その後に、管理人がその書類は持っていますよと言われて、この書類だと提出されたので OK ですよと、売買していいですよという許可書が出されました。</p>
議 長	<p>この人は、前々から管理人だったのか。</p>
事務局	<p>この方が、持つておられたけど、これが今回は出されていなかった。2 月の申請時点で。立会時点で無かつたので、その時は、ダメということだつたんですけど、実際は後出しだつたんですよ。なので、この書類があれば、今回の転用の売買は許可されます。ですので、今回の 3 月にあつたのは、応じて、本人が書類を後出ししたので、今回転用案件にかけた次第です。</p>



議 長	それでは、ご質問ご意見等はございませんか。周りは雑種地で、ここだけが畑で。それでは、ないようですので、許可相当と思われる方の挙手をお願いします。
全委員	(全員挙手)
議 長	はい、ありがとうございます。続きまして、申請番号③番、担当の池田委員、説明をお願いします。
8 番	はい、はじめにまともな案件の説明をさせていただきます。
全委員	(笑い)
8 番	2月28日に森田委員、藤岡委員、永本推進委員と事務局と現地確認を行いました。資料の44ページ、写真が46ページに、〇〇線の〇〇〇〇の途中になります。最近、ほとんど審議されて宅地になってしまっているんですけど、今回は、道の向かいに、おじいさんが住まわれとって、その向かいにその人の畑があって、そこに宅地にして譲り受けたいとのことで申請があがってまいりました。周りは何カ所位しか、道沿いに家が建っているんですが、土地は〇〇〇㎡で、第2種農地になります。水道は上水道で、排水は、前の町道の側溝に流すようになります。また下水道は、ここには、管は通っておりませんので浄化槽となっております。以上のようなことから、一般基準のところはクリアすると思います。ということで、私は、許可相当かなと思っていますが、皆様のご審議を宜しくお願いします。
議 長	はい、ありがとうございました。それでは、ご質問、ご意見ございませんか。
9 番	ありません。
議 長	それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いします。
全委員	(全員挙手)
議 長	はい、ありがとうございます。それでは、全員賛成で許可といたします。続きまして、申請番号④番、福島委員の担当ですので、説明をお願いします。
12 番	はい、2月26日に現地の確認を行いました。田中推進委員と事務局と代理人とやりまして、まずは場所の方を資料の50ページを開いて下さい。〇〇〇ホームセンターの東側が、今、〇〇〇〇の造成工事が始まっていますが、〇〇〇のすぐまた東側の所になります。写真が52ページ、計画図が51ページにあります。審査表が、今日になって差替えがありまして、今日配られているものの34ページをご覧ください。農地区分は、第1種農地です。地目は田、1筆で〇,〇〇〇㎡です。申請地の西側は、道路を挟んで先ほど言いました〇〇

	<p>〇〇の敷地になります。東側、北側は水田になっています。道路を挟んで右側、〇〇〇〇の敷地になります。場所になりましては、西木倉と東木倉の境、この人は、東木倉の人ですけども、すぐ横は、西木倉になります。申請人は、御船町に居住する個人で、木倉自体が、大変宅地が進んでいる地域でして、教育施設がある、水道等が入っているということで、賃貸住宅の需要があるということで、申請人が判断されて、この土地に共同住宅を建てたいと、実は、この所有地は、母親の土地になります。どうにかならないかと話になりまして、土地は、無償で借りることが出来たということで、農地法5条の申請になります。一般基準の1~10の該当するところは、農地の総合的利用に困るわけでもなく、排水同意も取れており、適当と判断されます。ただ、この差替えの理由は、利用権設定がかかっていまして、その同意が取れていないと、合意解約が取れていない、それについては、後日出るということ聞いております。総合判断としては、許可相当と考えていますので、皆様のご審議を宜しくをお願いします。</p>
議長	はい、ありがとうございます。それでは、ご質問、ご意見はございませんでしょうか。
3番	はい、すいません、今福島委員が言われた利用権設定の解約は、結構私の方も、ついこの間したんですけども、利用権の設定をしますよね。貸主、借主が何らかの理由で、解約したいということで、あんな簡単に出来るのかなという気がするんですけども、どちらかが解約したければ、何ら障害なく解約できるんですか。
12番	あの、実はですね。利用権設定しているところが、何しろ荒かしてしまっているんですよ。利用権設定した、借りているところがですね。
議長	相手さんがでしょう。
全委員	(笑い)
12番	逆に、お互い話せば、手が回らなかった。ということ言ったらいかんのでしょうか、そういう事情があります。同意があれば、何ら問題なく出来ます。
議長	はい、事務局。
事務局	今、福島委員が言われたように、基本的には、利用権の設定というのは、貸主、借主が合意の上でされていますので、そこから出てきた分については、事務局としては、受け付けると、簡単にとは言われますけど、両方の同意の上ということが条件です。

3 番	何らかの原因があった場合は、もう両方が合意すれば、事務局としては成立する、分かりました。
12 番	実は私自身も、逆に自分で作っていて、戻してくれと言われまして、そういう物の言い方も、あんまり無理は言えませんので、所有者の物なので。簡単にではありません。合意をせざるを得ない。
議 長	貸借契約を初めて結ぶ人というのは、申請をすると補助金がきてなかったか。それも結んでから 1 年くらいじゃダメじゃ。例えば、3 年なら 3 年後に、契約期間をクリアしないと返還しないといけないとか、なかったかな。
事務局	あの、規模拡大助成金というのが、以前昨年度終了したんですが、それは、5 年間の初めて利用権を設定する、貸し借りの設定をした場合に、5 年間は、その間は必ずしてくださいね。仮に 5 年のうち 1 年間は残っていたとしても返金、という制度になります。今回の場合は対象外になります。今度出てくるところで、規模拡大助成金制度は終了しましたが、これから、転用するところには、助成金の返還が生じます。そういうところは、あります。ただそれも今回の売却関係で、お互いが合意すれば、地主さんが売却したいから借主さんに言って合意が取れば、その人はもう、とにかく補助金を返還してもらえば、もう合意解約は受け付けることになります。ただ、今は多いです。
議 長	補助金は地主さんに 3 割、耕作者が 7 割とかそういう割合じゃなかったかな。
事務局	そんなもんだと思います。○千円の、今言われたように、4 対 6 か、7 対 3 かその位の感じですか。どっちか忘れちゃったけど。
議 長	もらっている人から聞いたけど、そんなもんだったかな。
事務局	はい。それが、ヘクタール単位だと、大分大きく金額が。
議 長	面積が大きくなれば、それだけ大きくなるよね。
事務局	毎年、返却が生じています。
議 長	あ、そうか。
事務局	今年も来年度も、転用関係で、○○○付近の。
議 長	○○○の場合は、町の事業でなってしまうから、それは除外してもいいんじゃないの。返却しないでいいんじゃないの。まちの肝いりでしているんだから。
事務局	ただ、個人の売却益は入りますので、誰が払うか分かりませんが、一応。
議 長	それは、地主さんに払うとだろーたい。作っている人の面積は減る

	わ、賠償金、補助事業に対してのバックはそれだけ負わなくちゃいけないから、
議 長	町は協定書を結んでいるんでしょう。開発に対して。
事務局	はい。
議 長	なら、町も関係あるじゃないか。民民の話じゃ無いんじゃないの。
事務局	それは、ラインを引いていなくちゃいけないから。
議 長	そりゃ、ちょっと納得がいかないね。
8 番	これは、小作をされていてから、地主が貸している場合は、小作人が小作権を主張して、いくらかは頂いていい話もあるからね。
議 長	それについては、御船は無い。
8 番	地主さんから。
12 番	〇〇〇の場合は、所謂少し貸し剥がし的に持って行った所も多いんじゃないの。私は、面積が少なかったからそんなに無いけれど。そのさっきの補助金も期間が切れるくらいところだったから、返却はしていないけど。下手すつとそういうところも出てきているかもしれないけれど。
13 番	補助金の5年間の返還金というのは、残り1年であっても全額返さなくちゃいけないの。
事務局	はい、全額、半年でもなります。
12 番	あれは、全額対象になります。
議 長	ほかにご質問、ご意見はございませんか。それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いします。
全委員	(全員挙手)
議 長	はい、ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。続きまして、議案第11号を提案いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	はい、すいません、8ページをお開きください。 〈議案第11号の説明〉
議 長	はい、ありがとうございます。それでは、只今の事務局の説明に対して、ご質問ご意見はございませんでしょうか。
8 番	ありません。
議 長	無いようでしたら、了解していただける方の挙手をお願いします。
全委員	(全員挙手)
議 長	はい、ありがとうございます。それでは、全員賛成で許可といたします。続きまして議案第12号を提案いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局	はい、議案書の 14 ページをお願いします。 〈議案第 12 号の説明〉
議 長	それでは、只今の説明に対して了解を頂ける方の挙手をお願いします。
全委員	(挙手)
議 長	はい、ありがとうございます。それでは全員賛成で決定します。
議 長	それでは、議案第 13 号を提案します。事務局の説明をお願いいたします。
事務局	はい、16 ページをお開きください。 〈議案第 13 号を説明〉
議 長	それでは、決定を取らないといけないので、只今の説明に対して了解を頂ける方の挙手をお願いいたします。
全委員	(全員挙手)
議 長	はい、ありがとうございました。それでは、全員賛成で承認いたします。続きまして報告ですけども、第 15 号から 18 号まで通して事務局の説明をお願いします。
事務局	すいません、議案書の 17 ページをお願いします。 《報告第 15 号を説明》 《報告第 16 号を説明》 《報告第 17 号を説明》 《報告第 18 号を説明》
議 長	それでは、本日の議事は終了しますが、それでは、あとは、事務局からその他で。
事務局	<その他報告について> ・ 4 月の総会日時及び送別会について ・ 4 月改選時の臨時総会日時及び歓迎会について ・ 農業委員及び推進委員の推薦・応募の結果について ・ 改選交代時における全国農業新聞の購読について
議 長	長々と本日は失礼しました。本日の議事は、これで終了いたします。お疲れ様でした。

上記の顛末を記載し、相違なきことを証明するためにここに署名する。

5 番

⑩

8 番

⑩